

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成28年3月14日(月)  
午前9時～  
場 所 第2委員会室

## 審査内容

- 1 議案第25号 平成28年度山陽小野田市水道事業会計予算について(水道局)
- 2 議案第26号 平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について(水道局)
- 3 議案第20号 平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について(農林水産課)
- 4 議案第21号 平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について(下水道課)
- 5 議案第22号 平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算について(下水課)
- 6 議案第49号 市道路線の認定について(土木課)
- 7 議案第41号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について(都市計画課)
- 8 議案第42号 山陽小野田市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について(都市計画課)
- 9 議案第16号 平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について(都市計画課)
- 10 議案第50号 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について(都市計画課)

平成28年度 水道事業会計予算 補足説明資料

(単位：千円)

1 収益的収入及び支出 (予算書 P1第3条、実施計画P6～7、損益計算書P19、明細書P23～30)

区分	予算科目	平成28年度		平成27年度	比較増減	備考 ※数値は当初予算比較増減、( )内数値は予算計上額	
		金額	構成比	金額	金額		
収益的収入	給水収益	1,346,153	88.9	1,356,194	-10,041	(H26' 決算実績比96.1% 税抜△50,153)	
	受託工事収益	2,122	0.1	10,148	-8,026	下水関連(3本)	
	他会計負担金	6,957	0.5	11,673	-4,716	修繕工水分△1,965、下水移設負担△2,090、消火栓113、児童手当△774	
	その他営業収益	29,041	1.9	31,540	-2,499	加入金(8,219)、下水道料調定収納受託料(20,520)	
	受取利息	588	0.0	2,651	-2,063	普通・定期預金利息	
	他会計補助金		0.0	2	-2		
	長期前受金戻入	59,835	4.0	59,883	-48	非現金(当年度減価償却のうち補助金等相当額)	
	その他雑収益	55,408	3.7	25,826	29,582	工・簡水負担611(2,918)、消費税還付28,964(52,093)	
	簡易水道	給水収益	1,518	0.1	1,518	0	(H26' 決算実績比90.2% 税抜△152)
		他会計補助金	10,186	0.7	10,593	-407	利子補給△107(1,186)、収支不足△300(9,000)
		長期前受金戻入	884	0.1	884	0	非現金(当年度減価償却のうち補助金等相当額)
		特別利益(簡)	1,955	0.1	1,847	108	非現金(過年度減価償却のうち補助金等相当額)
		合計(A)	1,514,647	100	1,512,759	1,888	
	収益的支出	給料	188,509	14.6	190,277	-1,768	給与明細書(予算書P10～12参照)、職員若年化38.7→37.8歳
手当		87,032	6.7	82,243	4,789	(一部は引当金を充当 ※損益外 予算書P21参照)	
賞与引当金繰入額		27,142	2.1	27,674	-532	次年度6月期末勤勉手当原資(12～3月発生費用)	
法定福利費		58,157	4.5	60,387	-2,230	(一部は引当金を充当 ※損益外 予算書P21参照)	
退職給付費		20,431	1.6	6,640	13,791	引当金繰入額	
賃金		10,952	0.8	11,026	-74	臨時職員(6人)	
印刷製本費		4,306	0.3	6,695	-2,389	広報紙△2,916	
委託料		59,375	4.6	63,259	-3,884	制御システム保守△762、検針△3,089	
賃借料		2,668	0.2	12,400	-9,732	分析機器△4,349(皆減)、料金調定システム△5,389(皆減)	
修繕費		126,145	9.8	107,938	18,207	原水浄水23,450、配水△4,409、給水2,011、業務△1,320、総係△1,525	
動力費		61,131	4.7	69,702	-8,571	(実績*1.1～1.2)	
薬品費		22,443	1.7	25,046	-2,603	PAC・次亜塩素・活性炭(購入単価減)	
水質検査費		4,937	0.4	3,026	1,911	分析機器点検整備	
負担金		27,046	2.1	38,219	-11,173	ダム水源関連(21,978)、広域化調査(皆減)、退職金負担(1,533)	
受水費		52,135	4.0	52,278	-143	閏年1日分	
受託工事費		2,052	0.2	9,828	-7,776	下水△7,236(2,052)、県河川改修関連△540(皆減)	
貸倒引当金繰入		1,759	0.1	2,298	-539	未収水道料金対応	
減価償却費		379,964	29.4	371,571	8,393	償却資産の増	
資産減耗費		10,000	0.8	10,000	0		
その他の費用		33,976	2.6	34,641	-665	被服費△317、用地管理費△594	
支払利息		85,991	6.7	85,565	426	企業債利息	
特別損失		100	0.0	50,100	-50,000	退職給付引当△50,000(皆減)	
簡易水道		給料	2,537	0.2	2,423	114	職員1人 給与明細書(予算書P10～12参照)
	手当	866	0.1	1,003	-137	(一部は引当金を充当 ※損益外 予算書P21参照)	
	賞与引当金繰入額	350	0.0	345	5	次年度6月期末勤勉手当原資(12～3月発生費用)	
	法定福利費	770	0.1	778	-8	(一部は引当金を充当 ※損益外 予算書P21参照)	
	退職給付費	127	0.0	104	23	引当金繰入額	
	修繕費	2,170	0.2	2,205	-35	送配水管、分析機器等	
	減価償却費	3,696	0.3	3,603	93		
	その他の費用	3,698	0.3	4,303	-605	賃借料△1,226、水質検査費491	
	支払利息	1,186	0.1	1,294	-108	元利均等償還により利息減・元金増	
	予備費	10,000	0.8	20,000	-10,000		
	合計(B)	1,291,651	100	1,356,871	-65,220		
損益	税抜収入合計(A)'	1,360,196		1,385,652	-25,456		
	税抜支出合計(B)'	1,262,995		1,326,636	-63,641		
	差引損益(A)' - (B)'	97,201		59,016	38,185		

純利益97,201 - 非現金収入62,674 = 現金性損益34,527

2 資本的収入及び支出 (予算書P2 第4条、実施計画P8、貸借対照表P21~22、明細書P31~33、継続費P13~14)

区分	予算科目	平成28年度		平成27年度	比較増減	備考 ※数値は当初予算比較増減、( )内数値は予算計上額	
		金額	構成比	金額	金額		
資本的収入	企業債	1,148,000	95.0	1,040,200	107,800	建設改良原資 ※予算書P2 第5条参照	
	工事負担金	23,259	1.9	37,147	-13,888	下水関連△4,613(17,063)、消火栓△675(1,496)、県△8,600(4,700)	
	国庫補助金		0.0	4,445	-4,445		
	償還金補助出資金		0.0	43	-43		
	建設費補助出資金	34,750	2.9	1,400	33,350	石綿管更新(H22~28 事業費1/2)	
	他会計補助金	2,395	0.2	2,988	-593	簡易水道企業債償還元金分	
	合計 (C)	1,208,404	100	1,086,223	122,181		
資本的支出	浄水場施設費	838,037	42.4	448,131	389,906	鴨庄改修(831,881)、新配水池(554,225)、第2送水管改良、石綿(2本)、送配水管新設・改良(8本)、消火栓、局庁舎(空調機更新) ほか	
	送水施設費	319,113	16.1	173,880	145,233		
	配水施設費	465,403	23.5	596,269	-130,866		
	庁舎施設費	19,204	1.0	25,036	-5,832		
	事務費	30,559	1.5	35,291	-4,732		職員給与△723(1名5,995)、委託△2,925
	営業設備費	20,148	1.0	23,505	-3,357		公用車、防犯装置、局庁舎ネットワークシステム、料金システム用サーバー ほか
	土地取得費		0.0	2,000	-2,000		
	償還金	271,383	13.7	274,845	-3,462	企業債元金償還	
	簡水営業設備費		0.0	756	-756		
	償還金	2,395	0.1	2,288	107	企業債元金償還	
	予備費	10,000	0.5	10,000	0		
	合計 (D)	1,976,242	100	1,592,001	384,241		
差引収支不足額(C)-(D)		-767,838		-505,778			
補てん財源		767,838		505,778			
内訳	当年度消費税資本的収支調整額	124,926		95,996			
	当年度損益勘定留保資金	391,984		380,876			
	減債積立金	233,688		28,906		組入資本制度廃止に伴い取崩額は当年度未処分利益剰余金(非現金)へ振替	
	建設改良積立金	17,240					

企業債残高 : H27'末 4,400,098 →H28'末 5,274,320

利益剰余金残高 : H27'末 678,494 →H28'末 462,093 (現金性のみ)

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

フォローアップ用

## 1 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和6年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	☑適用 ☐非適用
団体名	山陽小野田市	職員数（H23. 4. 1現在）	59
構成団体名			
健全化判断比率の状況	☐財政再生基準以上 ☐早期健全化基準以上 ☐経営健全化基準以上（年度） 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

## 2 財政指標等

資本費	68（21年度）	財政力指数	0.740（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	0（21年度）	財政力指数（臨時債振替前）	
経常収支比率（%）	97.3（21年度）	実質公債費比率（%）	17.4（22年度）
		将来負担比率（%）	145.6（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：小野田市・山陽町〕 ・公営企業会計を合併時に統合（旧小野田市の貸借対照表を基本に旧山陽町の資産及び負債を組入れ） ・現行の組織体系は平成17年10月1日に改変 ・人員については平成16年度末に2名の退職者が出たが、これを不補充とする

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	山陽小野田市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	山陽小野田市水道事業管理者 水道局長 山本克己
既存計画との関係	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画（19～23'）、山陽小野田市水道事業総合計画（H19～29'）
公表の方法等	HP等で公表する予定・議会に対しては建設委員会で説明予定
基本方針	経営状態については、収益的収支において利益（公共的必要余剰）を計上することができており、この利益等を活用して社会資本である水道施設の整備等を行っている状況にある。このことは現在のところ水道事業が概ね良好に推移していることを示しており、これからもこの状況を継続していくことができるよう事業運営を行っていく予定である。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分	繰上償還希望額	旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	133,137.8			133,137.8
	補償金免除額	22,581.0			22,581.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	28,830.7	20,476.3	うち年利7%以上	49,306.9

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所へ予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)  
 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)		合 計
			うち年利7%以上		
公営企業債	133,137.8		2,572.7	2,154.4	135,710.5
					0.0
					0.0
					0.0
合 計 (A)	133,137.8		2,572.7	2,154.4	135,710.5
※上記のうち(再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)	133,137.8		2,572.7	2,154.4	135,710.5

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)		合 計
			うち年利7%以上		
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち(再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名	年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)		合 計
			うち年利7%以上		
公営企業債	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7	49,834.7
合 計 (A)	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7	49,834.7
※上記のうち(再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)	28,830.7	20,476.3	527.7	527.7	49,834.7

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市における水道事業は平成17年3月22日、一市一町の合併により誕生したのであるが、現在の状況は二つの河川及び二つの浄水場を有しており、主にダム受水と表流水の取水による受水形態をとっている。ダム受水に関しては、浄水場設置場所の関係から長い導水管や送水管を必要とし、その建設や改良、維持管理等に多額の費用を要する状況にある。</p> <p>表流水の取水に関しては、ダム受水に比べ先に記述した費用の必要性は低いが、当地の地形的な問題から配水施設（配水池や配水管、ポンプ所）等に費用を要する状況となっている。</p> <p>更に両地域共に水質の悪化や施設の老朽化が問題となっており、これらを解決するために平成19～29年度の水道事業総合計画を策定したが、維持管理費の削減等の企業努力をしたとしてもなお、景気低迷や節水意識の浸透による有収水量の減少による収益減により、その財源としては水道料金の改定を行う必要があり、施設の整備と拡充、それに対する財政問題とのバランスのとり方で厳しい状況にあるといえる。</p>
経営課題	<p><b>課 題 ① 水道料金の適正化</b></p> <p>水道料金に関しては合併後も旧市町別であった料金体系を平成21年度に統一した。この際、激変緩和措置として全体でマイナス改定を余儀なくされたため、今現在収益の面で厳しい状況にある。</p> <p>水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、今後さらに多額の費用が必要となるため、最大限の経営努力は行いながら、市民に理解を求めつつ適正なコストを料金に転嫁できるかが課題となる。</p> <p>さらに、今後定期的な料金改定を行う中で、景気変動の影響を受けにくい料金体系に徐々に近づけていく必要がある。</p>
	<p><b>課 題 ② 定員管理・給与水準の適正合理化</b></p> <p>正規職員数に関しては、定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員を18%削減する予定である。</p> <p>給与については、平成18年度から管理者給料20%カット、管理職手当50%カット、管理職員特別勤務手当休止、全職員給料5%カットを実施しているが、これについては市の財政状況に合わせた特別措置であり、平成23. 24. 25年度についても実施（給与カットは職階に応じて5～3%）である。</p> <p>また、給与構造改革に関しては平成19年度から導入し、各種手当についても平成22年度に大幅な見直しを行い、給与費の抑制に結びついている。</p>
	<p><b>課 題 ③ 資本投下の抑制</b></p> <p>合併後の市域全体へ安定給水を行うべく効率的な施設整備計画（水道事業総合計画）を策定している。この計画を実施するに当たり、入札制度の見直し（公募型指名競争入札）等を導入しているが、更に経費削減の可能な施策等を行っていくことが今後の課題となる。</p>

	<p>課 題 ④ 収益確保</p> <p>下水道料金は水道使用量を算定根拠とし、使用者も上水道と重複することから、下水道料金の調定、請求及び収納事務を受託し、その事務を水道局職員で行うことで、受託料収入を確保する。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
<p>留 意 事 項</p>	<p>経営に関してよく取りざたされるのが民間への委託であるが、これに関して問題となるのが人件費と委託料の単なる費用の付け替えである。水道施設大量更新時代を目前に控え、団塊世代の退職による職員の技術継承が問題視される中、安易な委託化はデメリットが大きいいため、中長期の費用対効果を十分に検証しつつ、トータル的に費用の削減に繋がるよう施策を行っていく必要がある。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





(単位:百万円,%)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (計画) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (計画) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (計画) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (計画) (決算見込)	平成27年度 (計画第5年度) (計画) (見込)
区 分	1. 企 業 債	93	551	501	127	132	330 165	509 178	268 316	964 360	870 1,023
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金	3	3	3	2	19	18 15	32 31	10 24	25 5	2
	3. 他 会 計 補 助 金			14	12	13	5 5	5 5	2 2	2 2	2 3
	4. 他 会 計 負 担 金	2	2	3	2			2			
	5. 他 会 計 借 入 金		61								
	6. 国(都道府県)補助金					15	2 2	34 24	7		
	7. 固定資産売却代金					1					
	8. 工 事 負 担 金	33	21	13	17	10	3 18	1 27	1 21	3 24	2 37
	9. そ の 他								0		
	計 (A)	131	638	534	160	190	358 205	581 267	281 370	994 391	874 1,065
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	131	638	534	160	190	358 205	581 267	281 370	994 391	874 1,065
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	184	124	173	206	245	392 237	704 328	315 288	881 488	909 1,227
	うち職員給与費	8	8	8	8	9	9 7	9 6	9 6	9 7	9 9
	2. 企 業 債 償 還 金	453	985	833	376	372	354 360	312 478	287 423	285 257	296 274
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			12	12	12	12 12	13 12			
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他											
計 (D)	637	1,109	1,018	594	629	758 609	1,029 818	602 711	1,166 745	1,205 1,501	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	506	471	484	434	439	400 404	448 551	321 341	172 354	331 436	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	410	410	415	400	392	375 378	376 403	306 328	122 319	287 346
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	88	56	62	25	29	7 0	42 138			
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	8	5	7	9	18	18 26	30 10	15 13	50 35	44 90
計 (F)	506	471	484	434	439	400 404	448 551	321 341	172 354	331 436	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)		61	49	37	25	13 13	0 0	0 0	0 0	0 0	
企 業 債 現 在 高 (H)	5,557	5,123	4,791	4,542	4,302	5,955 4,107	4,475 3,807	4,456 3,700	5,135 3,803	5,709 4,552	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (計画) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (計画) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (計画) (決算見込)	平成26年度 (計画第4年度) (計画) (見込)	平成27年度 (計画第5年度) (計画) (見込)
区 分	収 益 的 収 支 分	22	2	20	18	26	13 19	13 12	13 16	13 13	13 6
	うち基準内繰入金	1	2	7	3	4	5 10	5 5	5 6	5 6	5 5
	うち基準外繰入金	21		13	15	22	8 9	8 7	8 10	8 7	8 1
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	8	7	21	20	36	26 24	38 37	13 29	30 8	4 7
	うち基準外繰入金	6	5	8	7	8	5 7	4 28	4 4	4 2	3 4
	合 計	2	2	13	13	28	21 17	34 9	9 25	26 6	1 3
合 計	30	9	41	38	62	39 43	51 49	26 45	43 21	17 13	

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度					
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前2年度) (決算)	(計画前年度) (決算)	(計画初年度) (計画)	(計画第2年度) (計画)	(計画第3年度) (計画)	(計画第4年度) (計画)	(計画第5年度) (計画)	(計画第5年度) (計画)	(計画第5年度) (計画)	(計画第5年度) (計画)		
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)																
料金回収率※ (%)		101	98	103	101	105	103	100	104	100	106	108	104	114	100	102
資本費 (円又は%)		77	76	71	68	68	66	69	68	65	70	65	69	65	76	67
総収支比率(法適用) (%)		103	101	105	104	108	107	106	106	103	109	112	106	114	104	107
経常収支比率(法適用) (%)		104	102	106	104	109	108	106	107	103	110	113	106	123	104	111
営業収支比率(法適用) (%)		124	118	117	114	116	116	114	115	111	119	120	115	126	115	113
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1	0	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	0
	うち基準内繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金 (%)	1	0	1	1	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	0
	資本的収入分 (%)	6	1	4	13	19	7	12	7	14	5	8	3	2	0	1
	うち基準内繰入金 (%)	5	1	1	4	4	1	4	1	10	1	1	0	1	0	0
	うち基準外繰入金 (%)	2	0	2	8	15	6	8	6	3	3	7	3	2	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定は原則総括原価によって行う。平成21年度の旧市町の料金統一改定において、例外的に激変緩和措置をとったため全体的にマイナス改定となった。</p> <p>今後の水需要に関しては、節水意識の高まりから個人・企業共に大きな伸びは期待できず、更に平成17年の国勢調査を基に「国立社会保障・人口問題研究所」が出した人口推移率で本市の状況を見ると人口の減少は否めず、結果として料金収入は減少の一途をたどるものと思われる。</p> <p>しかし、高度成長期に整備した水道施設の大量更新時期を迎えるに当たり、早期にその全体コストを把握し、料金改定により適正コストを料金に転嫁していくことで、受益者の世代間格差が生じないよう、一定の改定周期（3年～5年）に沿って料金改定を行っていく予定である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>現在他会計負担金としては、基準内として消火栓等に要する経費（実費全額負担）、水源開発補助出資金（償還元利負担全額）、簡易水道事業補助金（償還元利金の1/2）の繰入れている。</p> <p>これに対して基準外としては、簡易水道補助金として一般会計から、収支不足分として全額補助を受けており、企業債の償還元利の残り1/2も繰入れをしている。これは、簡易水道を設置した理由が、旧自治体における「町民皆水道」を掲げた一般会計での福祉政策であるため、また本来簡易水道は一般会計にて管理すべきものとの判断から、このような繰入れを行っている。</p> <p>また、共用施設企業債償還元利負担金については、水道庁舎建設当時に工業用水道事業は企業債の借入ができなかった為、一定の負担金（当時の水道事業、工業用水道事業の職員数で按分）を水道事業会計へ繰入れるようにした。</p> <p>職員の退職金に関しては、その職員が水道企業職員として勤務した月数と市長部局職員として勤務した月数を按分して退職する際の負担額を決定している。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模投資については、水道事業総合計画を策定しており、実施計画として平成19年度～平成29年度までに浄水施設・送配水施設の整備等を予定している。財源としては企業債償還ピーク時との差額分及び水道料金の改定等を予定している。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	正規職員に関しては、課題②でも示しているとおり、定員適正化計画に則って減少している。 合併時(58人) H17'(56人) H20'(53人) H21'(54人) H22'(52人) H23'(50人) H24'(52人) H25'(52人) H26'(52人) H29'(47人計画)
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	平成19年4月から給与構造改革の伴う改定を実施し、国準拠としている。 平成22年5月に特殊勤務手当の大幅な見直しを行い、現金取扱・水質検査手当等の廃止、月額(危険・滞納整理・外勤)手当の日額化及び交代勤務手当等の減額を実施して、給与費全体の削減を図っている。 平成22年10月に住居・通勤手当の見直しにより減額を行っている。 平成27年4月から国公準拠の給与の総合的見直しを導入した。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職手当に関しては、平成19年度より国に準拠することとし、支給率の見直しを図っている。
◇ 福利厚生事業のあり方		健康保険組合に対する事業主負担は、制度上の率に基づいて算出しており、適正に行っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	維持管理経費については、それぞれの案件を精査して行うこととしている。 また、その他経営の効率化に向けた取り組みとしては、課題③でも述べたとおり公募型指名競争入札を導入しており、これ以外にも費用削減に効果的な施策を行うよう検討中である。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	平成23年10月から下水道料金の調定・徴収事務を受託し、収益確保に繋げることとしている。 受託料 19,047千円/年(H23'は半期につき半額)
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	現状に限れば、収益的収支において利益を計上することができており、それによって水道施設の整備を行える状況にあることから、事業自体は概ね良好な状態にあるといえる。 しかし、今後は有収水量の減少が予想される中、水道施設の大幅な整備・更新を行っていく必要があることから、将来の財政的な危機を見越した上で、平成29年度に料金改定を行い、その後も一定の改定周期での改定を行っていく予定としている。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		決算については、市広報において公表しているが、抜粋数値はHPでも行っている。また、経営健全化計画や入札に関する情報についても、HPで公表している。今後の公表内容も拡充を行うことを検討している。
○ 行政評価の導入		平成19年度に行った水道事業総合計画策定時にはパブリックコメントに掛けたが、無反応であった。 水道事業経営は維持管理を除けば、概ね設備投資が事業評価の対象となる。その行政評価は技術的・専門的なものとなることから一般市民には難解なものであり、誤った評価による設備投資の停滞は安定給水に致命的な打撃を与える恐れがある。さらに利害関係にある民間業者も多数存在することから、事業評価の導入はさらに先進の研究成果を待つ必要がある。 また経営・財政面では監査法人による外部監査が現実的ではあるが、当市の事業規模から考えると現状では費用対効果に疑問が残り、検討を要する。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	課題②でも示しているとおり人件費に関しては、職員数は正規職員の定員適正化計画（平成20～29年度）を作成し、退職不補充等により合併時と比較し人員の18%削減を目標としている。また給与制度についてもあらゆる見直しを行っており、収支計画のとおり削減効果があがる予測を立てている。その他の維持管理経費については、計画的・効率的な設備投資を行うことで修繕費・委託料の削減を図ることとしている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在繰越欠損金や不良債務、資金不足等は発生しておらず、経営的には比較的安定しているといえる。しかし、更なる経営の効率化を図る為、課題③でも述べたとおり入札制度を始めとし、多方面に目を向けた内容の見直しを検討していきたい。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	人件費を含めた維持管理費等の削減で更なる経営経営改善に努め、基準外繰出しの削減に繋げることとする。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。



(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画第6年度) (決算)	平成19年度 (計画第4年度) (決算)	平成20年度 (計画第5年度) (決算)	平成21年度 (計画第6年度) (決算)	平成22年度 (計画第7年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (計画) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (計画) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (計画) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (計画) (決算見込)	平成27年度 (計画第5年度) (計画) (見込)
給水人口 (千人)	67	67	66	66	66	65	65	65	64	64
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	8,702	8,514	8,277	8,023	7,995	7,772	7,955	7,587	7,768	7,258
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	35,629	33,717	34,647	31,510	33,922	33,761	36,439	33,761	32,295	33,761
最大稼働率 (%)	74	70	72	65	70	70	76	70	67	70
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	176	176	176	174	173	173	174	180	175	180
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	174	179	170	172	165	169	173	167	173	174

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「抜粋体制・実施スケジュール、供給の方向性、給水量をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

簡易水道に関しては、本末一般会計において管理するものである為、施設整備や維持管理等を行う上での資金面について一般会計と協議を行う必要があり、双方合意に達することができれば、水道への統合は可能である。  
できるだけ早い時期に統合ができるよう一般会計とは協議継続していく予定である。



V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		当初計画合計	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		延長計画合計			
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)	(決算)	(計画)		(決算)	(計画)	(実績)	(延長計画第2年度)	(決算)	(延長計画第3年度)	(決算)	(延長計画第4年度)	(決算見込)	(延長計画第5年度)	(見込)	(計画)
累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)	当初計画の目標値																								
		延長計画の目標値																								
		当初計画の目標値																								
		延長計画の目標値																								
企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	当初計画の目標値	5,557	5,123	4,791	4,542	4,302	5,955	4,107	26,807	22,865	4,475	3,807	4,456	3,700	5,135	3,803	5,709	4,552	19,969	25,730					
		延長計画の目標値																								
		当初計画の目標値																								
		延長計画の目標値																								

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】																											
	①	料金改定率																										
		改善効果額(料金の適正化)		80	79	78	74	77	55	76	54	75	50	386	312													
		未収金の徴収対策																										
		改善効果額		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5													
		一般会計負担金の額																										
		改善効果額(負担金の確保等)																										
		資産の有効活用																										
		改善効果額(収入増額)																										
		その他( )																										
		改善効果額																										
	【経費の削減】																											
	②	職員給与費の適正化																										
		職員給与費(退職手当以外)																										
		改善効果額		41	43	20	55	20	45	30	65	30	65	141	273													
給与水準																												
改善効果額																												
その他( )																												
改善効果額																												
維持管理費等																												
改善効果額(適正化)																												
工事コスト																												
改善効果額(縮減額)																												
その他( )																												
改善効果額																												
当初計画改善効果額 合計														532	590													
(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)														128	128													

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】																											
	④	料金改定率																										
		改善効果額(料金の適正化)																										
		未収金の徴収対策																										
		改善効果額																										
		一般会計負担金の額																										
		改善効果額(負担金の確保等)																										
		資産の有効活用																										
		改善効果額(収入増額)																										
		その他(収益確保)																										
		改善効果額																										
	【経費の削減】																											
	④	職員給与費の適正化																										
		職員給与費(退職手当以外)																										
		改善効果額																										
給与水準																												
改善効果額																												
その他( )																												
改善効果額																												
維持管理費等																												
改善効果額(適正化)																												
工事コスト																												
改善効果額(縮減額)																												
その他( )																												
改善効果額																												
延長計画改善効果額 合計 A																23	50											
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B																												
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C																												
A+B+C																23	50											
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)																23	23											

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

平成28年度 工業用水道事業会計予算 補足説明資料

(単位：千円)

1 収益的収入及び支出 (予算書 P34第3条、実施計画P38、損益計算書P48、明細書P52～55)

区分	予算科目	平成28年度		平成27年度		比較増減 金額	備考 ※数値は当初予算比較増減、( )内数値は予算計上額
		金額	構成比	金額	金額		
収益的収入	給水収益	291,499	97.7	292,298	-799	閏年1日分	
	その他営業収益	840	0.3	420	420	児童手当(一般会計)	
	受取利息	1,782	0.6	2,028	-246		
	長期前受金戻入	3,967	1.3	4,114	-147	非現金(当年度減価償却のうち補助金等相当額)	
	営業外雑収益	302	0.1	224	78	県負担金	
	合計(A)	298,390	100	299,084	-694		
収益的支出	給料	43,080	15.8	43,200	-120	給与明細書(予算書P41～43参照)、職員高齢化51.6→52.0歳	
	手当	18,843	6.9	20,467	-1,624	(一部は引当金を充当 ※損益外 予算書P50参照)	
	賞与引当金繰入額	6,743	2.5	7,034	-291	次年度6月期末勤勉手当原資(12～3月発生費用)	
	法定福利費	13,669	5.0	14,688	-1,019	(一部は引当金を充当 ※損益外 予算書P50参照)	
	退職給付費	6,425	2.4	1,146	5,279	引当金繰入額	
	委託料	3,753	1.4	4,603	-850	制御システム保守△692(皆減)	
	修繕費	5,832	2.1	8,397	-2,565	原水配水△2,474、総係△91	
	動力費	46,642	17.1	48,183	-1,541	実績*1.1、県工水代替送水100	
	負担金	14,978	5.5	13,870	1,108	厚東ダム1,231、退職金一般会計負担△603、空調機480	
	受水費	58,311	21.4	58,471	-160	閏年1日分	
	減価償却費	30,362	11.1	29,559	803		
	資産減耗費	1,000	0.4	1,000		固定資産除却	
	その他の費用	9,240	3.4	10,144	-904	交際費△150、用地管理費△594	
	支払利息	4,629	1.7	5,089	-460	企業債利息減 ※元利均等のため4条元金は同額増	
	消費税	6,156	2.3	5,824	332	税額控除対象課税仕入れの減	
	予備費	3,000	1.1	3,000			
合計(B)	272,663	100	274,675	-2,012			
損益	税抜収入合計(A)'	276,776		277,417	-641		
	税抜支出合計(B)'	256,489		258,496	-2,007		
	差引損益(A)' - (B)'	20,287		18,921	1,366		

純利益20,287 - 非現金収入3,967 = 現金性利益16,320

2 資本的収入及び支出 (予算書 P34～35第4条、実施計画P39、明細書P56)

区分	予算科目	平成28年度		平成27年度		比較増減 金額	備考 ※数値は当初予算比較増減、( )内数値は予算計上額
		金額	構成比	金額	金額		
収入	他会計貸付金償還金	10,000	100	87,500	-77,500	病院H19'貸付(7年据置 償還H27～33'元金均等 0.4%/年) (H27'～28' 10,000*2) (H29'～33' 66,000*5)	
	合計(A)	10,000	100	87,500	-77,500		
資本的支出	浄水場施設費	2,160	2.3		2,160	浄水場変圧器	
	送水施設費	68,040	71.7	70,200	-2,160	西部線改良	
	庁舎施設費			648	-648		
	営業設備費	3,240	3.4	3,240			
	土地取得費			1,000	-1,000		
	償還金	21,509	22.7	21,049	460	企業債元金増 ※元利均等のため3条利息は同額減	
	合計(B)	94,949	100	96,137	-1,188		
差引収支不足額 -(B)	-94,949		-96,137		差引計算に貸付金償還金収入は算入しない 予算書P34参照		
補てん財源	94,949		96,137				
内訳	当年度消費税資本的収支調整額	5,440		5,488			
	当年度損益勘定留保資金	31,362		30,559			
	減債積立金取崩	21,500		16,977		組入資本制度廃止に伴い取崩額は当年度未処分利益剰余金(非現金)へ振替	
	建設改良積立金取崩	36,647		43,113			

企業債残高： H27'末 228,934 →H28'末 207,425

利益剰余金残高： H27'末 543,898 →H28'末 502,071 (現金性のみ)

平成28年度 実施予定工事一覧

No.	区分	工事名	工事概要
1	上水	鴨庄浄水場改修【継続】	浄水池新設、送水ポンプ、電気計装、旧施設解体整地、事務所新設、機械設備、PAC、設計一式
2	上水	厚東水源地テレメータ更新	厚東水源地テレメータ更新
3	上水	電灯・動力変圧器更新	高天原浄水場 電灯・動力変圧器更新上水・工水案分
4	上水	第二送水管送水管改良(6工区)	叶松 STW φ 600 L=246m
5	上水	山開作送水管改良【石綿】	殿町四JR下 STK φ 400 L=23.0m、DIP-GX φ 200 L=58.0m
6	上水	新沖部線送水管及び第一新沖部線配水管改良	新沖部 HPPE φ 100 L=113m、保護管 L=13.0m
7	上水	配水池新設【継続】	配水池新設、周辺配管、電気計装、排水工、設計一式
8	上水	新配水池送配水管新設(4工区)【継続】	本町四・加藤上 DIP-GX φ 400 L=410.0m、 DIP-GX φ 200 L=185.0m
9	上水	新配水池送配水管新設(6工区)【継続】	加藤北 DIP-GX φ 400 L=320.0m
10	上水	新配水池送配水管新設(7工区)【継続】	成松一 DIP-GX φ 400 L=240.0m、DIP-GX φ 200 L=10.0m、 DIP-GX φ 150 L=20.0m
11	上水	新配水池送配水管新設(8工区)【継続】	本町五 DIP-GX φ 400 L=175.0m、 DIP-GX φ 400 L=175.0m
12	上水	新配水池送配水管新設(9工区)【継続】	大字厚狭一円 配水管切替 4か所、給水管切替 8か所
13	上水	消火栓新設	消火栓 2基
14	上水	西側前場線配水管改良【石綿】	西側 HPPE φ 150 L=220.0m、DIP-GX φ 150 L=100.0m
15	上水	くし山有帆線仮設【県】	角石 SUS φ 150 L=100.0m
16	上水	寝太郎・千町五線配水管仮設【県】	山川 SUS φ 100 L=74.8m
17	上水	国道西線及び千代町国道東線配水管移設【県】	住吉本町 DIP-GX φ 250 L=31.0m、DIP-GX φ 100 L=25.0m
18	上水	高須線配水管改良【下水】	高須 仮設 SUS φ 100 L=185.0m
19	上水	浜田町共和台団地線改良【下水】	共和町 DIP-GX φ 250 L=95.0m
20	上水	新生町船越線仮設撤去【下水】	烏帽子岩 SUS φ 150 L=240.0m
21	上水	局庁舎空調機器更新	局庁舎空調機
22	工水	西部線送水管改良(6工区)	叶松 STW φ 450 L=246m

平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算

歳入

(単位：千円)

款	本年度	前年度	比較	増減%
1 分担金及び負担金	26,933	25,863	1,070	4.1
2 使用料及び手数料	583,408	575,968	7,440	1.3
3 国庫支出金	387,500	382,000	5,500	1.4
4 繰入金	1,081,575	1,046,330	35,245	3.4
5 繰越金	1,000	1,000	0	0
6 諸収入	626	812	△186	△22.9
7 市債	1,036,000	1,006,200	29,800	3.0
計	3,117,102	3,038,173	78,929	2.6

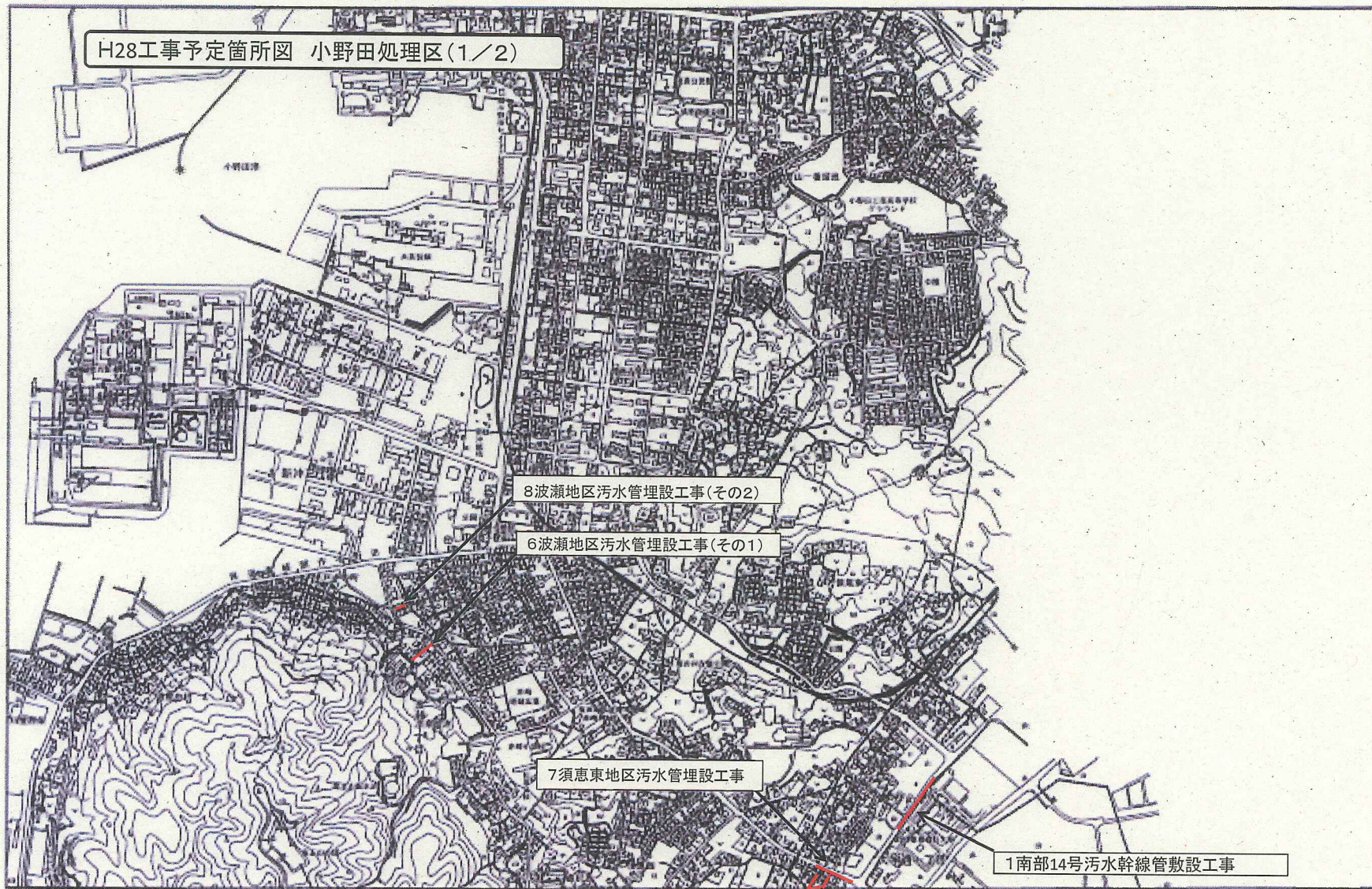
歳出

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	増減%
1 下水道事業費	1,334,019	1,276,189	57,830	4.5
1 下水道一般管理費	106,191	50,092	56,099	112.0
2 施設管理費	296,340	290,793	5,547	1.9
3 水質管理費	5,996	7,203	△1,207	△16.8
4 下水道建設費	925,492	928,101	△2,609	△0.3
2 公債費	1,782,583	1,716,484	66,099	3.9
1 元金	1,420,150	1,366,852	53,298	3.9
2 利子	362,433	394,632	△32,199	△8.2
3 予備費	500	500	0	0
計	3,117,102	3,038,173	78,929	2.6



H28工事予定箇所図 小野田処理区(1/2)



8波瀬地区污水管埋設工事(その2)

6波瀬地区污水管埋設工事(その1)

7須恵東地区污水管埋設工事

1南部14号污水幹線管敷設工事

H28工事予定箇所図 小野田処理区(2/2)

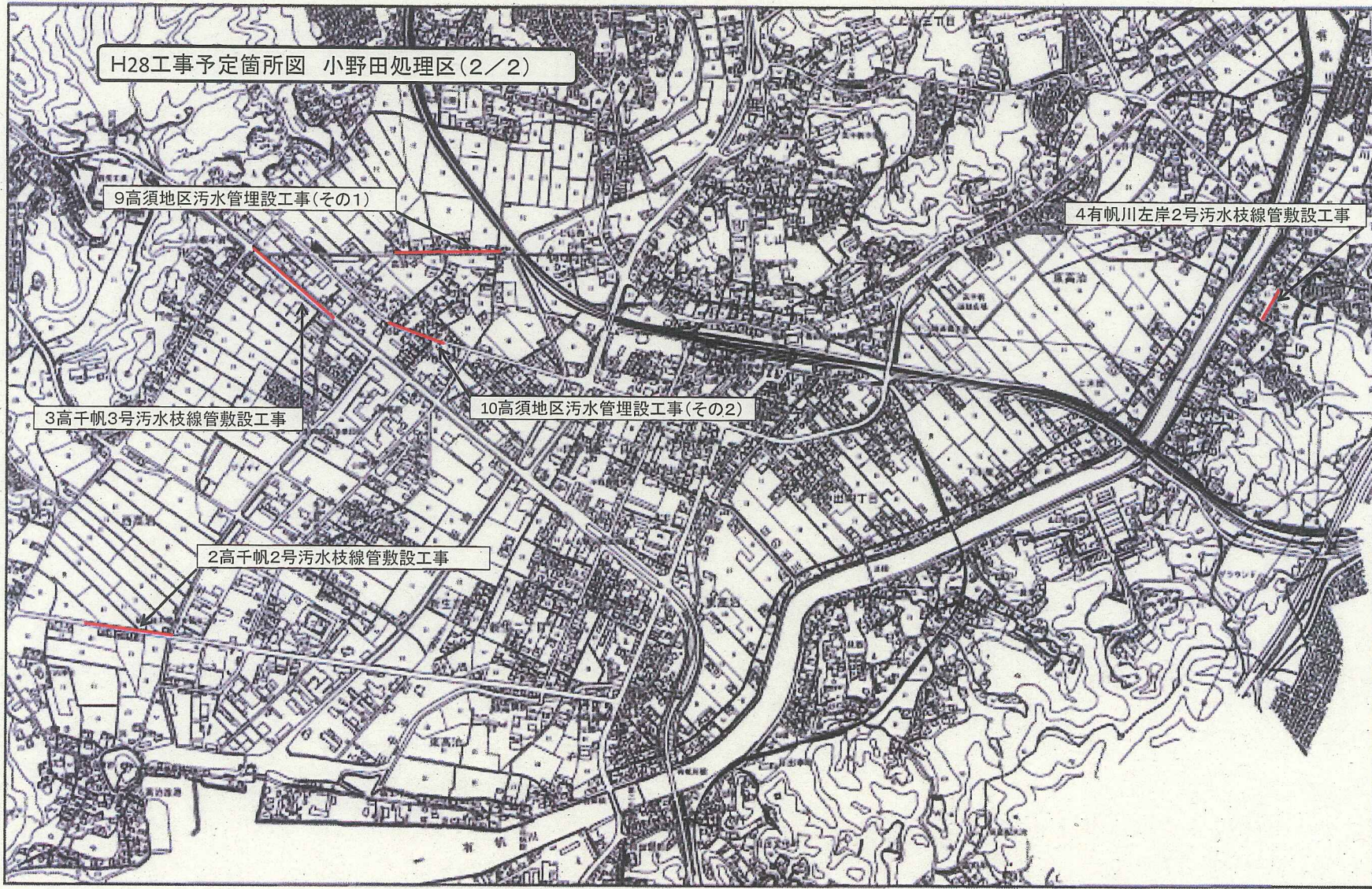
9高須地区污水管理設工事(その1)

4有帆川左岸2号污水枝線管敷設工事

3高千帆3号污水枝線管敷設工事

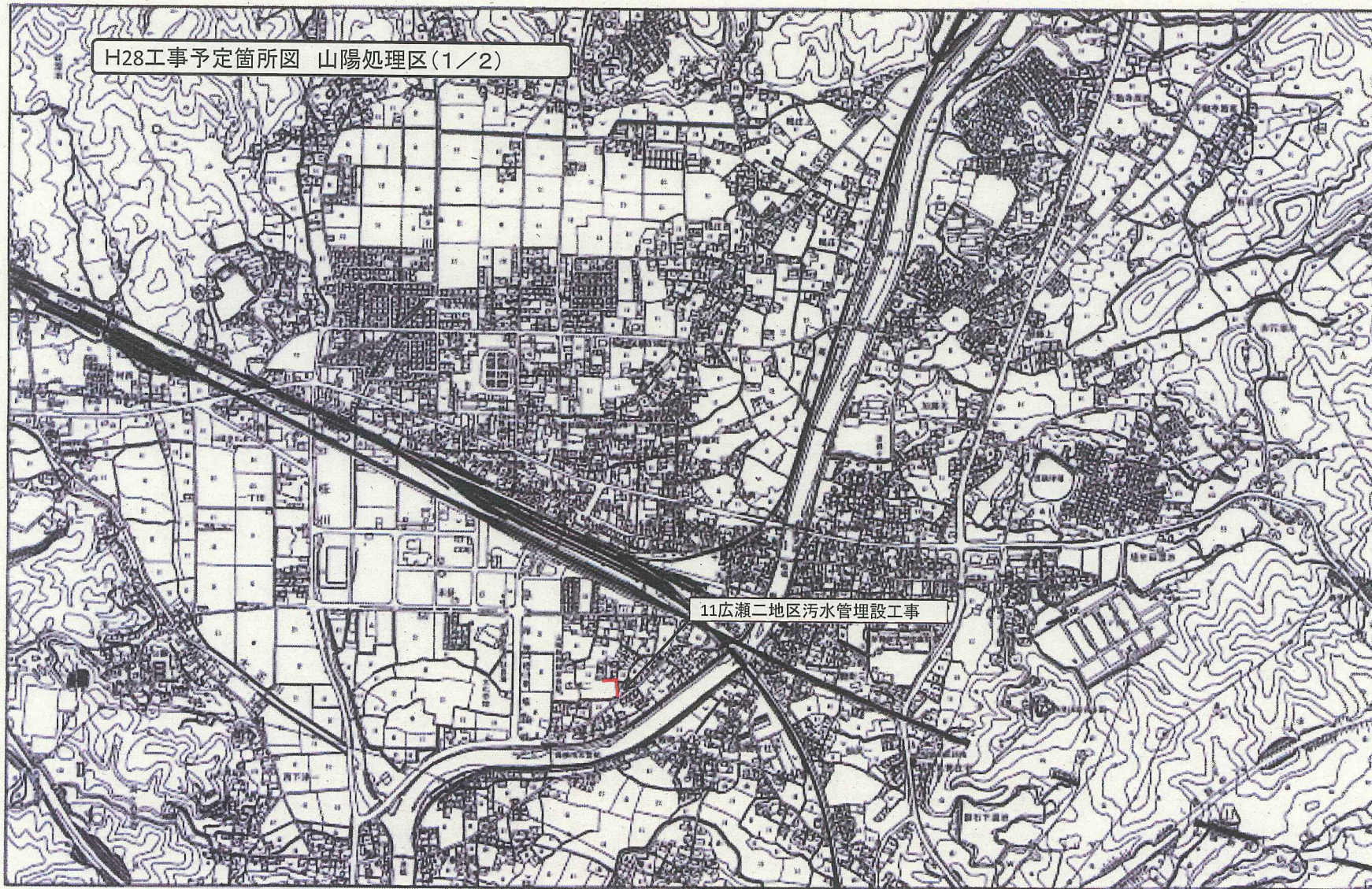
10高須地区污水管理設工事(その2)

2高千帆2号污水枝線管敷設工事



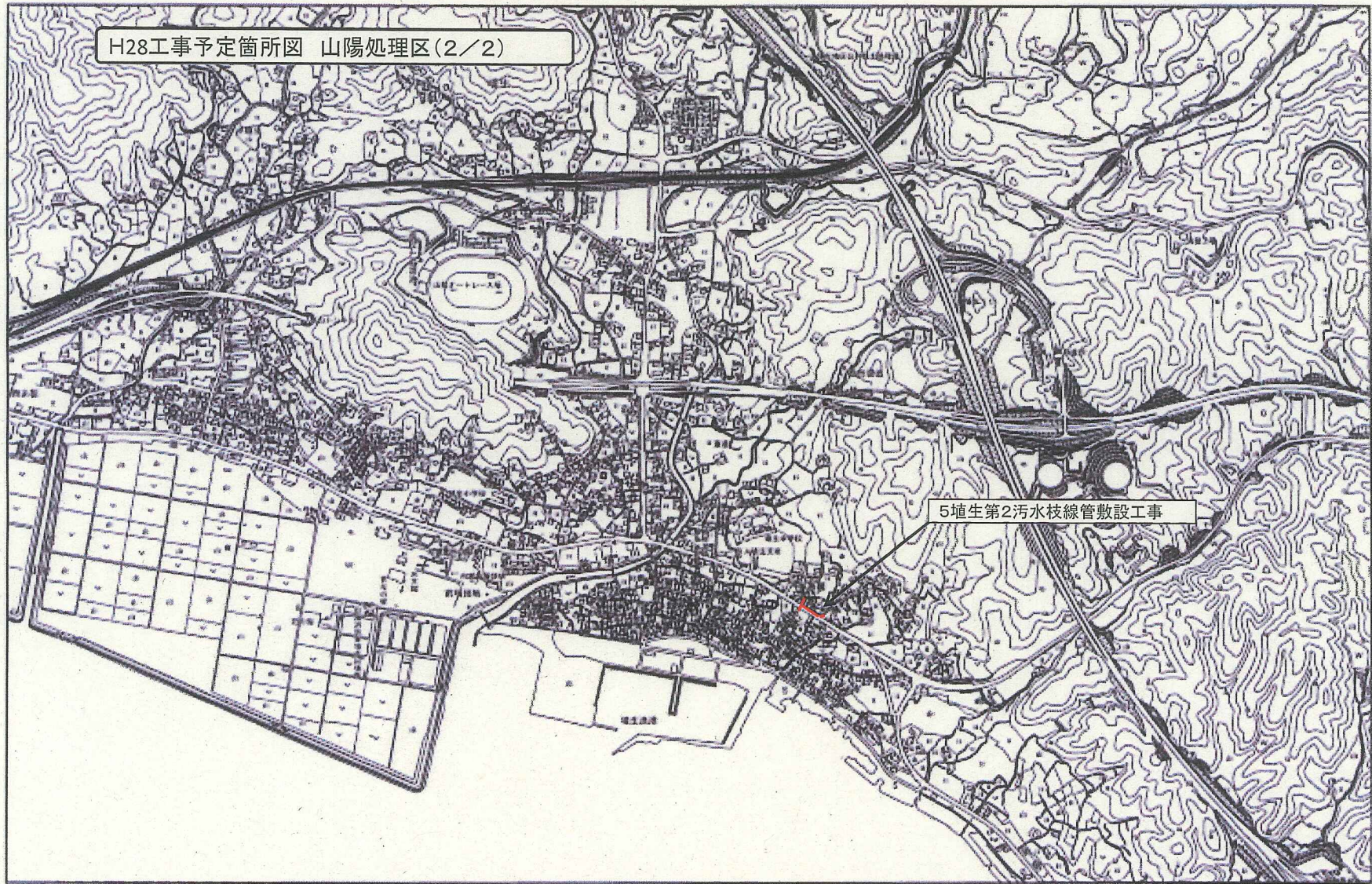
H28工事予定箇所図 山陽処理区(1/2)

11広瀬二地区污水管埋設工事





H28工事予定箇所図 山陽処理区(2/2)



5 埴生第2污水枝線管敷設工事

平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算

歳入

(単位：千円)

款	本年度	前年度	比較	増減 %
1使用料及び手数料	24,906	24,933	△27	△0.1
2県支出金	1,000	0	1,000	0
3繰入金	60,633	59,828	805	1.3
4繰越金	100	100	0	0
5諸収入	2	2	0	0
6市債	2,400	0	2,400	0
計	89,041	84,863	4,178	4.9

歳出

(単位：千円)

款 項	本年度	前年度	比較	増減 %
1農業集落排水事業費	25,766	20,723	5,043	24.3
2公債費	63,225	64,090	△865	△1.3
1元金	48,951	48,315	636	1.3
2利子	14,274	15,775	△1,501	△9.5
3予備費	50	50	0	0
計	89,041	84,863	4,178	4.9

平成27年10月  
国土交通省

## 既存住宅の増築・改築に係る 長期優良住宅認定基準案等について

### 1. 背景

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）において、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築及び維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度が創設され、平成21年6月の制度運用開始以降本年6月末までの累計で約60万戸の新築住宅が認定されました。

「日本再興戦略 改定2015（平成27年6月30日閣議決定）」の中短期工程表において、2015年度中に「既存住宅の長期優良化に係る認定基準を策定」することが位置づけられていることを踏まえ、今般、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。）を改正し、既存住宅を増築又は改築し、長期優良化する際の長期優良住宅建築等計画の認定基準（以下「長期優良住宅認定基準」という。）を追加することとしました。

これに伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「施行規則」という。）について、所要の改正を行います。

### 2. 概要（詳細は別添参照）

#### （1）既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅認定基準の追加

長期優良住宅認定制度において、既存住宅を増築又は改築し、長期優良化する際の認定基準を追加するため、告示の改正を行います。

#### （2）その他の改正事項

既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅認定基準の追加に伴い、施行規則について所要の改正（申請時の添付図書及び認定に係る書式の改正）を行います。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布 平成28年1月

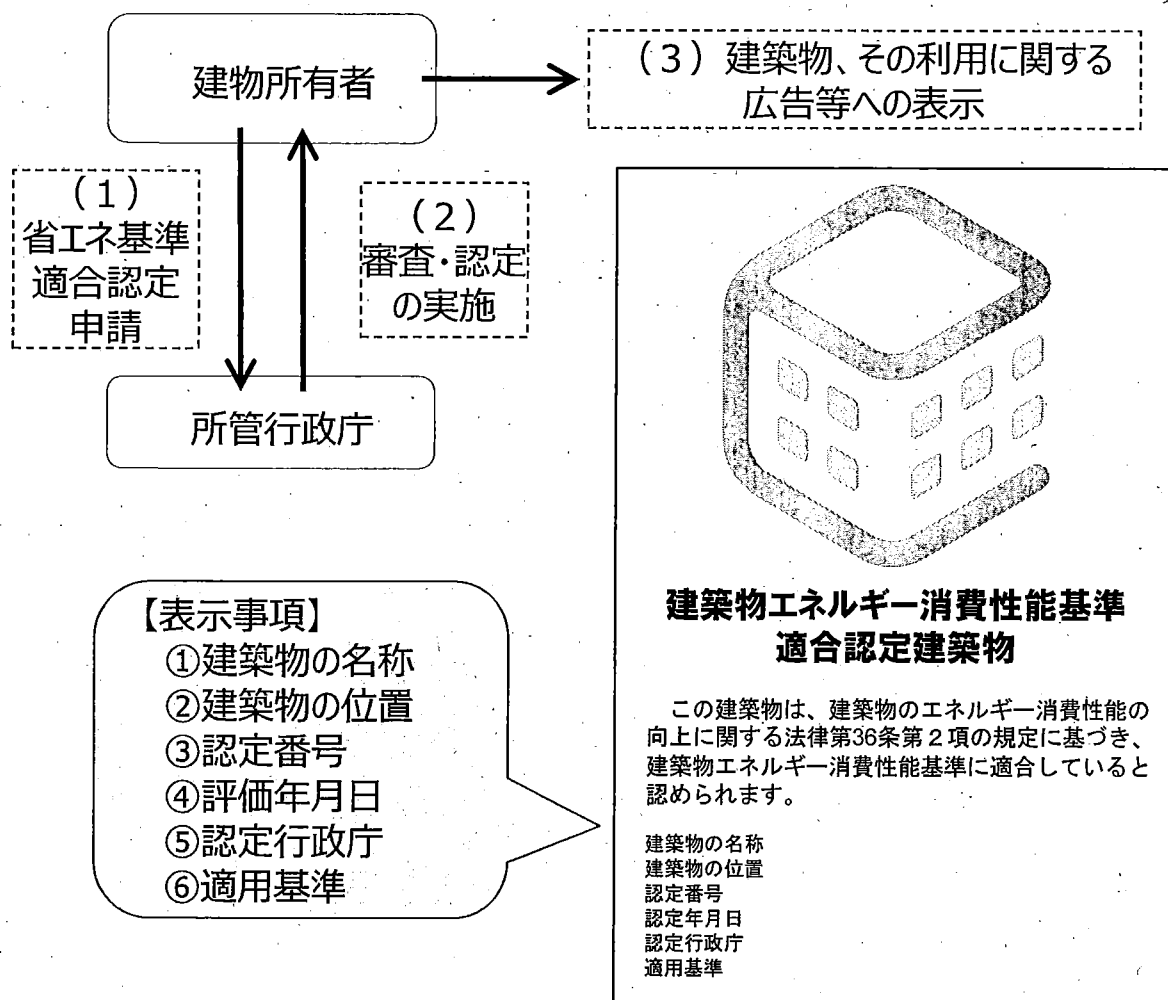
施行 平成28年4月

## 住宅や建築物（オフィスビル等）の新築時や改修時等において、国が定める省エネ基準への適合をアピールすることができます（36条）

### ■基準適合認定マークとは？

- 行政庁が認定する建築物の新しい省エネ基準適合認定マークです。
- 建築物の所有者は申請により、建築物が省エネ基準に適合している旨の所管行政庁による認定を受けることができます。
- 認定を受けた建築物、その利用に関する広告等については、認定を受けた旨（基準適合認定マーク）の表示をすることができます。

### ■基準適合認定マークの取得方法は？



(注意)

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 基準適合認定建築物とその他の建築物を区別できるように表示すること。
3. 第●条第1項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略可能。
4. 基準適合認定建築物が戸建ての住宅である場合は、建築物の名称は省略可能。 など

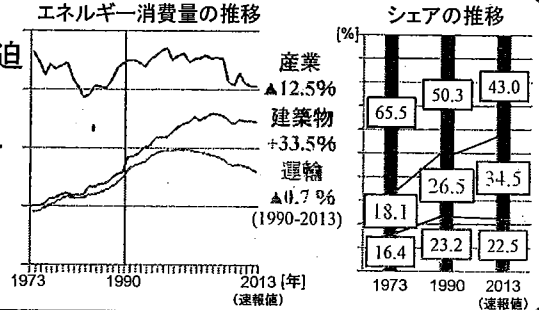
●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号、7月8日公布)

＜施行予定日：規制措置については公布の日から2年以内、誘導措置については公布の日から1年以内＞

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
  - 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



法律の概要

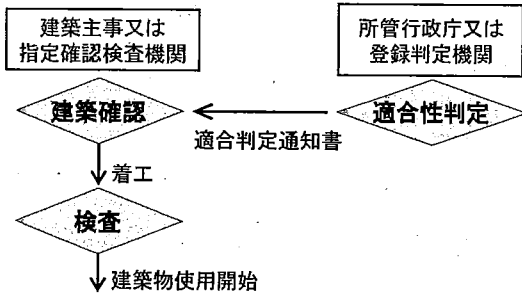
●基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物

一定規模以上の非住宅建築物(政令：2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の判定を受ける義務
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物

一定規模以上の建築物(政令：300㎡)  
※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務

＜省エネ基準に適合しない場合＞  
必要に応じて所管行政庁が指示・命令

住宅事業建築主\*が新築する一戸建て住宅

\*住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導

＜住宅トップランナー基準に適合しない場合＞  
一定数(政令：年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が勧告・公表・命令

規制措置

エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。

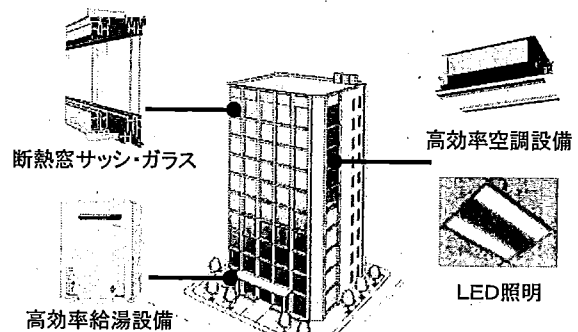
省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例\*を受けられることができる。

\*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

誘導措置

[省エネ性能向上のための措置例]



- 其他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

# 議案第16号 議案第42号 都市計画課資料

## 現行料金と改正案

駐車時間	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	10~11	11~12
現行	¥100	¥200	¥300	¥400	¥500	¥500	¥500	¥500	¥500	¥500	¥500	¥500
改正案	¥0	¥100	¥200	¥200	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300	¥300
値下げ額	△ 100	△ 100	△ 100	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200	△ 200

駐車時間	12~13	13~14	14~15	15~16	16~17	17~18	18~19	19~20	20~21	21~22	22~23	23~24
現行	¥600	¥700	¥800	¥900	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000
改正案	¥400	¥400	¥400	¥400	¥400	¥400	¥500	¥500	¥500	¥500	¥500	¥500
値下げ額	△ 200	△ 300	△ 400	△ 500	△ 600	△ 600	△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	△ 500

駐車時間	24~25	25~26	26~27	27~28	28~29	29~30	30~31	31~32	32~33	33~34	34~35	35~36
現行	¥1,050	¥1,100	¥1,150	¥1,200	¥1,250	¥1,300	¥1,350	¥1,400	¥1,450	¥1,500	¥1,550	¥1,600
改正案	¥600	¥600	¥600	¥600	¥600	¥600	¥700	¥700	¥700	¥700	¥700	¥700
値下げ額	△ 450	△ 500	△ 550	△ 600	△ 650	△ 700	△ 650	△ 700	△ 750	△ 800	△ 850	△ 900

駐車時間	36~37	37~38	38~39	39~40	40~41	41~42	42~43	43~44	44~45	45~46	46~47	47~48
現行	¥1,650	¥1,700	¥1,750	¥1,800	¥1,850	¥1,900	¥1,950	¥2,000	¥2,050	¥2,100	¥2,150	¥2,200
改正案	¥800	¥800	¥800	¥800	¥800	¥800	¥900	¥900	¥900	¥900	¥900	¥900
値下げ額	△ 850	△ 900	△ 950	△ 1,000	△ 1,050	△ 1,100	△ 1,050	△ 1,100	△ 1,150	△ 1,200	△ 1,250	△ 1,300

	初日24h	以降24h	48h料金	2日目(24h)以降	定期	プリカ1,000	プリカ3,000	プリカ5,000
現行	¥1,000	¥1,200	¥2,200	1時間毎に 50円	¥8,000	1,100	3,300	5,500
改正案	¥500	¥400	¥900	6時間毎に 100円	¥4,000	1,100	3,500	6,000
値下げ額	△ 500	△ 800	△ 1,300		△ 4,000	0	200	500

駐車場使用料(予算)
27,104,000
13,710,000
△ 13,394,000

議案第16号 議案第42号 都市計画課資料

駐車場特別会計H26収支実績及びH27以降の収支予測

→1日500円 2日目は6時間100円

歳入		no.	26 (決算)	27 (予算)	28 (予算)	29	30	31	32	33	34	35	36
駐車場使用料	駐車場使用料	料金・プリカ・定期券	1	27,336,050	27,104,000	13,710,000	13,710,000	13,710,000	13,710,000	13,710,000	13,710,000	13,710,000	13,710,000
	行政財産使用料	自販機地代	2	6,000	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
雑入	諸収入	電気料・雑入	3	48,299	53,000	48,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
歳入小計			4	27,390,349	27,163,000	13,762,000	13,754,000	13,754,000	13,754,000	13,754,000	13,754,000	13,754,000	13,754,000
繰越金	繰越金		5	9,219,785	13,790,000	16,920,000	5,784,000	△ 7,014,000	△ 5,107,000	△ 2,248,000	611,000	3,470,000	6,329,000
歳入合計			6	36,610,134	40,953,000	30,682,000	19,538,000	6,740,000	8,647,000	11,506,000	14,365,000	17,224,000	22,942,000

歳出		no.	26 (決算)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
需用費	消耗品費	インクリボン、駐車券など	7	127,310	245,000	276,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	光熱水費	電気料・水道料	8	465,418	534,000	534,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
	修繕費	管理棟雨樋修繕など	9	222,480	705,000	705,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
役務費	通信運搬費	電話料金NTT	10	146,327	156,000	156,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	保険料	建物総合損害共済基金分担金	11	2,919	4,000	4,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
委託料	管理委託料	清掃委託	12	277,992	278,000	866,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000
		システム維持管理委託	13	1,127,520	1,128,000	1,128,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	緊急業務委託料	現場対応	14	27,000	27,000	27,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
使用料及び賃借料	機械器具借り上げ料	管理システムリース	15	0	0	0	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
	下水道使用料		16	30,174	39,000	39,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
工事請負費	工事請負費	駐車場整備工事など	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公課費	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	18	622,700	1,120,000	1,366,000	370,000	890,000	810,000	810,000	810,000	810,000	810,000
小計			19	3,049,840	4,236,000	5,101,000	6,755,000	7,275,000	7,195,000	7,195,000	7,195,000	7,195,000	7,195,000
公債費	元金・利子	地方債償還元金及び利子	20	19,796,362	19,797,000	19,797,000	19,797,000	4,572,000	0	0	0	0	0
給料等	人件費合計		21	0	0	0	0	0	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000
基金	基金		22	0	0	0	0	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
歳出合計 (予算上)			23	22,846,202	24,033,000	24,898,000	26,552,000	11,847,000	10,895,000	10,895,000	10,895,000	10,895,000	10,895,000

収支		no.	26 (決算)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
繰越金を除く単年度収支 (歳入-歳出)		24	4,544,147	3,130,000	△ 11,136,000	△ 12,798,000	1,907,000	2,859,000	2,859,000	2,859,000	2,859,000	2,859,000	2,859,000
繰越金額		25	9,219,785	13,790,000	16,920,000	5,784,000	△ 7,014,000	△ 5,107,000	△ 2,248,000	611,000	3,470,000	6,329,000	9,188,000
一般会計繰入金		26				7,014,000							
繰越金を入れたの収支 (予備費)		27	13,763,932	16,920,000	5,784,000	△ 7,014,000	△ 5,107,000	△ 2,248,000	611,000	3,470,000	6,329,000	9,188,000	12,047,000